

議案第 124 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年伊賀市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条、第 10 条関係）

施設使用料

施設名		区分	使用料（金額：円）		
		時間区分			
		午前	午後	夜間	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	
5階	多目的小研修室	630	840	840	
	和室	320	420	420	
	視聴覚室	320	420	420	
	多目的大研修室	1,580	2,100	2,100	
	学習室 1（A）	370	480	480	

	学習室1 (B)	370	480	480
	学習室2	740	950	950
4階	多目的室	950	1,260	1,260
	多目的室 (1 / 2使用)	530	630	630
	プレイルーム	630	840	840
	ミーティングルーム	630	840	840
	託児室	320	420	420
	調理実習室	1,470	1,890	1,890
	健康ステーション	840	1,050	1,050
	多目的広場	1,580	2,100	2,100

※ 使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

備考

- 1 使用申請する場合の使用料は、時間の区分に応じ、次に定める額とする。
 - (1) 午前から午後まで (午前9時から午後5時まで) 午前及び午後の使用料の合計額
 - (2) 午後から夜間まで (午後1時から午後10時まで) 午後及び夜間の使用料の合計額
 - (3) 全日 (午前9時から午後10時まで) 午前、午後及び夜間の使用料の合計額
- 2 多目的広場を使用する場合を除き、使用者が入場料その他これに類するもの (以下この項において「入場料」という。) を一人につき1,000円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は、使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、使用料に100分の200 (多目的広場使用の場合は100分の900) を乗じて得た額を加算する。
- 4 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額 (10円未満の端数は切り上げる。) を加算する。ただし、多目的大研修室については1時間当たり500円とし、1時間未満の使用は1時間とする。

- 5 多目的広場の付属コンセントを利用する場合の電気使用料の額は、規則で定める。
- 6 多目的広場を駐車場として使用する場合の駐車料金は、次表から別表第4までの駐車料金に準じる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。